

長久手市障がい者社会見学事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市障がい者社会見学事業助成金（以下「助成金」という。）は、障がい者等の社会参加の促進や自立した生活を支援することを目的として活動する団体（以下「団体」という。）が実施する社会見学事業に対し、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において障がい者等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項及び第2項に規定する者とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 現に市内で活動を行っている団体又はこれから活動を始めようとする団体
- (2) 規約、会則その他これらに類するものを定めている団体
- (3) 10人以上で構成されている団体で、そのうち半数以上が市内在住又は
在勤若しくは在学者で構成されている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、前条の団体が障がい者等の社会参加の促進や自立した生活を支援することを目的として、広く障がい者等が参加できる社会見学事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業に参加する者が20人以上であること。
- (2) 事業に参加する者のうち、おおむねその半数以上が第2条に定める障がい者等であり、本市に住所を有していること。

- (3) 既存の団体の会員のみを対象とする事業でないこと。
- (4) 市から他に補助金や助成金を受けていない事業であること。
- (5) 次条第1項各号が掲げる経費以外の経費が発生する場合、参加者への請求は、実費の範囲であること。
- (6) 事業を開始した同一の会計年度内で完了する事業であること。

(助成対象経費及び助成金額)

第5条 助成対象事業に要した経費のうち、助成の対象となる経費は次に掲げるものとする。

- (1) バス等賃借料
 - (2) 公共交通機関の運賃
 - (3) 社会見学先施設の入場料及び参加料
 - (4) 傷害保険料
 - (5) 有料道路等道路通行料
 - (6) バス等の駐車料金
- 2 助成金額は、対象経費の2分の1以内（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、かつ、事業に参加する障がい者等の人数に応じて別表に定める額を上限とする。
- 3 旅行会社等が主催するパック旅行についても、助成金の対象とする。ただし、食事が主な目的のものを除く。また、経費について第1項各号に区別することが難しいときは、食事代としてパック旅行代金から参加者1人1食につき1,000円を差し引いた額を助成の対象とする。
- 4 同一の団体が助成金の交付を受けることができる回数は、同一年度につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、長久手市障がい者社会見学事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、助成対象事業の実施前に市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1-1号）
- (2) 収支予算書（様式第1-2号）
- (3) 団体の定款、規約、会則等の写し

(4) 行程表（経路・移動手段・料金等が分かるもの）

(5) 事業の周知チラシ

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、長久手市障がい者社会見学事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査により、不相当と認めるときは、長久手市障がい者社会見学事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 助成金の交付決定を受けた団体は、その内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ長久手市障がい者社会見学事業助成金変更等承認申請書（様式第4号）に、その変更内容のわかる書類等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、長久手市障がい者社会見学事業助成金変更等承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

（助成金の概算払）

第9条 市長は、必要と認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合において、団体は交付決定を受けた後から概算払希望日の3週間前までに長久手市障がい者社会見学事業助成金概算払請求書（様式第6号）を市長へ提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 助成金の交付決定を受けた団体は、事業終了後、事業終了の日から起算して30日以内又は当該事業が終了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、長久手市障がい者社会見学事業助成金実績報告書（以下「実績報告書」という。）（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7-1号）
 - (2) 収支決算書（様式第7-2号）
 - (3) 参加者名簿（様式第7-3号）
 - (4) 長久手市障がい者社会見学事業助成金概算払精算書（概算払を受けた場合のみ）（様式7-4号）
 - (5) 領収書
 - (6) 事業の実施に係る記録写真など助成事業の実施内容が確認できる資料
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （助成金額の確定）

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認めるときは、長久手市障がい者社会見学事業助成金交付確定通知書（様式第8号）により、実績報告書を提出した団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、不相当と認めるときは、長久手市障がい者社会見学事業助成金不交付確定通知書（様式第9号）により、実績報告書を提出した団体に通知するものとする。

3 市長は、団体に交付すべき助成金額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（助成金の請求）

第12条 前条の規定による助成金額の確定を受けた団体は、助成金の交付を請求しようとするときは、当該確定を受けた日から起算して30日以内又は当該事業が終了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、長久手市障がい者社会見学事業助成金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成の取消し）

第13条 市長は、助成金の交付を受ける団体又は受けた団体が次の各号のい

ずれかに該当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

事業に参加する障がい者等の人数	助成金額の上限
20人未満	15万円
20人以上30人未満	20万円
30人以上	25万円